こし及びこれらと一体的に実施される森林作業道整備（道府県以外のものが行う事業であつて、森林環境保全整備事業実施要領（平成十四年三月二十九日付け十三林整整第八百八十五号林野庁長官通知）に基づき交付される国の補助金を受けて道府県が補助をするものをいう。）に要する経費のうち、当該年度に要する経費の百分の十七に相当する額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

五十九　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十七条第一項の規定に基づき市町村が作成する創業支援等事業計画に位置付けられている事業について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において地域密着型企業の創業に係る初期投資への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が五〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

二　地域の資源と資金を活用して創業を行う法人等に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額

六十　ホストタウンとしての取組に要する経費があること。

令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウンとして登録された都道府県による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十一　語学指導等を行う外国青年招致事業により招致した外国青年を雇用する私立学校に対する助成に要する経費があること。

語学指導等を行う外国青年招致事業により招致した外国青年を雇用する私立学校に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十二　保育士修学資金貸付等事業に要する経費があること。

保育士修学資金貸付等事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

こし及びこれらと一体的に実施される森林作業道整備（道府県以外のものが行う事業であつて、森林環境保全整備事業実施要領（平成十四年三月二十九日付け十三林整整第八百八十五号林野庁長官通知）に基づき交付される国の補助金を受けて道府県が補助をするものをいう。）に要する経費のうち、当該年度に要する経費の百分の十七に相当する額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

六十　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十七条第一項の規定に基づき市町村が作成する創業支援等事業計画に位置付けられている事業について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において地域密着型企業の創業に係る初期投資への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が五〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

二　地域の資源と資金を活用して創業を行う法人等に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額

六十一　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係るホストタウンとして登録された都道府県による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十二　ホストタウンとしての取組に要する経費があること。

語学指導等を行う外国青年招致事業により招致した外国青年を雇用する私立学校に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十三　語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費があること。

保育士修学資金貸付等事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十四　保育士修学資金貸付等事業に要する経費があること。